

新潟県観光地域づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滞在型・着地型観光を推進するため、地域固有の観光資源の魅力向上や受入体制整備を図る取組、本県の観光ブランドイメージをけん引する取組及び文化やスポーツの分野と連携することにより交流人口拡大が期待できる取組の推進に要する経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準等)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準等により交付するものとする。

(交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、別記第1号様式により行うものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

なお、交付申請をするにあたって、別記第1-2号様式による誓約書を提出しなければならない。

- 2 事業主体は交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 知事は、事業実施主体から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

- 2 知事は、補助金の適正な執行を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、又は次条に規定する条件以外の条件を付して、交付の決定をすることができる。
- 3 第4条第1項の審査につき、知事は補助対象としての適格性を審査するため、「新潟県観光地域づくり支援事業補助金審査会」を設置する。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更し、又は経費の配分の変更をする場合には、第8条に規定する軽微な変更を除き、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 第16条第2項により、別記第8号様式による報告がなされた場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部を返還させるものであること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する行為（以下「取得財産等の処分」という。）を行う場合は、事業主体は、規則第19条に定めるところにより、あらかじめ知事の承認を受けること。この場合において、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (9) 事業終了後、翌年度における事業成果の状況を、知事の指示に従い、報告すること。
- (10) 補助対象者が次のいずれかにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団員（新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であると認められるとき

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

エ 自己、その属する法人、その他の団体若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき

オ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

カ その役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

（申請の取下げ）

第6条 第4条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げの場合には、補助金交付決定通知を受けた日から15日以内に、別記第2号様式による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（変更の承認申請）

第7条 補助事業者は、第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表に掲げる対象経費の区分について、2割を超える増減をする場合
- (2) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第5条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(事業の状況報告)

第11条 知事から事業の遂行状況の報告を求められたときは、規則第10条の規定により、別記第5号様式による状況報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に対し通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払い)

第14条 補助事業者が別記第7号様式による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、当該事業者に対し、支払うことができる。

(補助金の返還)

第15条 知事は、第13条第1項の補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第3条第2項ただし書きにより交付申請を行い、第12条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定後、別記第8号様式により、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を求めるものとする。

(取得財産の処分の制限)

第17条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 第5条第5号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記第9号様式による処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(提出書類の部数)

第18条 この要綱に定める申請書等の提出部数は、1部とする。ただし、知事が別に指示した場合はこの限りでない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	実施主体	実施条件	対象経費（区分：内容）	補助率・上限額等
新潟観光ブランド創出支援事業	市町村、観光協会、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、民間事業者及びこれらを主な構成員として構成された協議会等の団体並びにその他知事が適当と認める者	<p>地域観光資源を活用しながら、多様な関係者と連携して取り組むことで、独自の観光コンテンツ創出が見込める事業であって、以下の1～3の1つ以上に該当する取組であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国に先駆けたコンテンツまたは本県特有のコンテンツとして成長が期待でき、コンセプトが明確であること（キラコンテンツの確立） 2 観光、文化、スポーツの各分野における多様な関係者が連携する取組で、単に文化振興やスポーツ振興のみに寄与するものではなく、加えて観光コンテンツ化することにより交流人口拡大に向けた相乗効果が期待できる取組であること（観光・文化・スポーツの連携） 3 複数の市町村区域からなる広域的な連携体制を構築し、コンセプトが明確な取組であること（広域連携創出） 	<p>謝金：専門家（委員、アドバイザー、講師等）謝金 旅費：専門家旅費、職員旅費（情報収集、調査、PRのためのもの） 庁費：労務費、通信運搬費、資料購入費、借料又は損料、印刷製本費、消耗品費、委託費、会場借上費、役務費、広告宣伝費、保険料、備品購入費 調査研究費：マーケティング調査費、モニター調査費 その他：知事が特に必要と認める経費</p>	<p>4/10 5,000千円 ただし、知事が特に認める場合は10,000千円 補助期間は最大3年間まで</p>

○法人格を持たない団体にあっては、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

1. 団体規約等を有していること。
2. 団体活動の拠点としての事務所を有していること。
3. 団体の意志を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。
4. 確実な経理処理が行え、それを監査する等の会計体制を有すること。

○知事は、交付決定前に既に実施している事業であっても補助対象とすることができる。